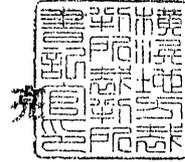


これは正本である。
平成26年9月18日
横浜地方裁判所第1民事部
裁判所書記官 本田



平成26年(行ク)第20号 執行停止申立て事件

(本案 平成26年(行ウ)第55号 下水道使用料納入通知処分等取消請求事件)

決 定

申 立 人

同代表者代表取締役

同代理人弁護士

川崎市川崎区宮本町1番地

相 手 方

同代表者兼処分行政庁

同代理人弁護士

同復代理人弁護士

同

同指定代理人

同

同

同

同

同

主

森 徹

川 崎 市

川崎市上下水道事業管理者

飛 弾 良 一

橋 本 勇

羽 根 一 成

橋 本 一 成

藤 田 秀 幸

池 田 領 臣

山 本 真 生

柴 田 栄

拝 島 一 成

竹 内 教 雄

文

- 1 本件申立てをいずれも却下する
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

理

由

第1 申立て

- 1 川崎市上下水道事業管理者が平成25年10月21日付けで申立人に対して

した平成4年4月使用分から平成20年9月使用分までの下水道使用料の納入の通知の効力は、本案事件（当庁平成26年（行ウ）第55号下水道使用料納入通知処分等取消請求事件）の判決の確定まで停止する。

- 2 川崎市上下水道事業管理者が平成25年12月26日付けで申立人に対してした上記下水道使用料の督促に後続する手続の続行は、本案事件の判決の確定まで停止する。

第2 事案の概要

本件は、平成4年4月使用分から平成20年9月使用分までの下水道使用料について川崎市上下水道事業管理者から納入の通知を受け、次いでその督促を受けた申立人が、当該使用料債権は時効により既に消滅しているから上記通知及び督促はいずれも違法であると主張して、同管理者の所属する相手方に対し、その取消しを求める本案事件の訴えを提起した上、本案事件の判決の確定まで、上記通知の効力の停止及び上記督促に後続する手続の続行の停止を求める事案である。

- 1 前提事実（記録により疎明される事実であり、個別の疎明資料を括弧内に掲記する。）

(1) 当事者等（疎甲16，23，乙6）

申立人は、溶接機の製造販売等を目的とする株式会社であり、資本金は1億2800万円、従業員は約200名である。平成26年3月31日時点の貸借対照表によれば、資産合計67億2965万9745円、負債合計46億8821万4261円、純資産合計20億4144万5484円である。平成25年度の売上高は約42億7000万円、税引後純利益は約4億7000万円である。

相手方は、公共下水道管理者であり、下水道事業を設置し、地方公営企業法2条3項及び地方公営企業法施行令1条2項に基づき、その事業に同法の規定の全部を適用している（川崎市水道事業、工業用水道事業及び下

水道事業の設置等に関する条例（昭和41年川崎市条例第45号）2条3項、3条）。川崎市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、相手方の上下水道事業（水道事業、工業用水道事業及び下水道事業を併せて経営する事業）の業務を執行し、その業務に関し相手方を代表する（同法7条、8条1項、同条例5条1項、2項）。

(2) 申立人による地下水の利用（疎甲11）

申立人は、井戸から採取した地下水を事業に利用しており、昭和57年2月10日、この地下水に関し、川崎市公害防止条例（昭和47年川崎市条例第12号。平成11年川崎市条例第50号により廃止）34条に基づき、「水量等測定報告書」を川崎市長に提出した。

(3) 申立人による下水道の使用（疎甲12、乙5）

申立人は、平成4年4月以降、上記地下水の利用によって生じた汚水を相手方の公共下水道（以下、単に「下水道」という。）に排除して、これを使用している。

申立人は、下水道の使用に先立ち、排水設備の工事を行い、同月7日、川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号）7条1項に基づき、「排水設備工事完成届兼使用開始届」を川崎市長に提出した。同届には「完成検査合格後、公共下水道の使用を開始いたします。」との記載があり、申立人は、同月13日、その検査を受け、合格とされた。

(4) 管理者による現地調査

管理者は、平成22年11月15日、申立人の事業所で現地調査を行い、申立人が地下水を利用することによって生じた汚水を下水道に排除してこれを使用していることを確知した。

(5) 納入の通知及び督促並びに審査請求（疎甲1、2、4、5、7、9）

ア 管理者は、平成25年10月21日、申立人に対し、平成4年4月使用分から平成20年9月使用分までの下水道使用料（地下水未徴収分）

1億4437万0575円（以下「本件使用料」という。）について、納期限を平成25年12月2日とする納入の通知（以下「本件通知」という。）をし、その納入通知書は同年10月22日に申立人に到達した。

申立人は、同年11月19日、本件通知について川崎市長に審査請求をした。

イ 管理者は、同年12月26日、申立人に対し、本件使用料について、納付の期限を平成26年1月31日と指定して督促（以下「本件督促」という。）をし、その督促状は平成25年12月27日に申立人に到達した。

申立人は、平成26年1月27日、本件督促について川崎市長に審査請求をした。

ウ 川崎市長は、同年7月3日、上記各審査請求をそれぞれ棄却する判決をし、各判決書を翌4日に申立人に送達した。

(6) 本案事件の訴えの提起

申立人は、平成26年8月8日、本件通知及び本件督促の取消しを求める本案事件の訴えを提起した。

2 執行停止の要件

行政庁の処分の執行停止については、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）25条に規定されており、その要件は次のとおりである。

行政庁の処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないが（同条1項）、処分の取消しの訴えの提起があった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（執行停止）をすることができる（同条2項本文）。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によって目的を達することができる場合には、することができ

ない（同項ただし書）。なお、重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとされている（同条3項）。

一方、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、執行停止をすることはできない（同条4項）。

3 争点

主な争点は次のとおりであり、これについての当事者の主張は後記第3において必要に応じて掲げる。

- (1) 本件通知の効力の停止を求める申立て（以下「本件申立て1」という。）につき、行訴法25条2項ただし書の要件該当性
- (2) 本件督促に後続する手続の続行の停止を求める申立て（以下「本件申立て2」という。）につき、行訴法25条2項本文の要件（以下「重大損害要件」という。）該当性
- (3) 本件申立て1・2につき、行訴法25条4項のうち「本案について理由がないとみえるとき」の要件（以下「本案要件」という。）該当性

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（本件申立て1と行訴法25条2項ただし書）

- (1) 申立人は、本件申立て1・2を通じて、重大損害要件について次のとおり主張する。

ア 約1億4400万円と高額な本件使用料について、本件督促に基づく滞納処分において申立人の資産に対する差押えが行われると、その企業規模、資産状況からして、申立人はたちまち資金繰りに支障が生じ、原材料の調達や賃金の支払等に行き詰まり、信用不安が生じて、事業継続が不能となるおそれがある。すなわち、金融機関や取引先との契約において差押えが期限の利益喪失事由や解除事由とされているため、差押え

があると申立人は借入金の即時一括返済を迫られ、生産設備や営業拠点などの売却をしないと返済ができなくなり、さらに、信用が失墜し、他の取引先からも契約解除や買掛金の即時一括返済を迫られる可能性がある。これによる申立人の財産権、営業の自由の侵害は、事後に本件使用料相当額が返還されたとしても回復困難である。

イ 一方、本件申立て1・2に基づく執行停止が認められたとしても、本件通知及び本件督促が適法であれば、管理者は本案事件の判決後に滞納処分を行うことが可能であり、延滞金も併せて徴収することができるのであるから、相手方にとって支障はない。

(2) 本件申立て1は、本件通知の効力の停止を求めるものである。本件通知は、本件使用料債権の内容を確定する効果を有する行政処分であるが、それだけでは、これに対応する義務が申立人に生ずるにとどまり、上記(1)にいう損害が生ずることはない。申立人にこの損害が生じ得るのは、引き続いて強制徴収手続、すなわち本件督促及びこれに基づく滞納処分手続（地方自治法附則6条3号、下水道法20条、地方自治法231条の3第1項、3項）が開始した後のことである。

したがって、本件通知を前提として既に本件督促が行われている現時点において、上記(1)にいう損害を避けるという申立人の目的を達するためには、本件督促に基づく滞納処分手続の続行を停止しなければならず、かつ、それで足りる。そして、本件督促に基づく滞納処分手続の続行は、本件通知との関係においては、行訴法25条1項にいう「処分の執行」ないし「手続の続行」に当たると解される。そうすると、本件申立て1は、処分の執行又は手続の続行の停止によって目的を達することができるものであるから、同条2項ただし書により不適法であり、その余の点について判断するまでもなく却下を免れない。

2 争点(2) (本件申立て2と重大損害要件)

(1) 本件申立て2の重大損害要件についての申立人の主張は上記1(1)に記載したとおりであり、相手方の主張は次のとおりである。

ア 本件事案の性質に鑑み、相手方は、国税徴収法82条1項（交付要求）が定める場合に該当するなどやむを得ない場合を除き、本案事件の判決が確定するまでの間、本件督促に後続する強制徴収手続（差押えを含む。）を行うことを予定していない。なお、差押物件の公売については、本案事件の判決が確定するまでは、当然に執行が停止される（地方自治法231条の3第10項）。

イ 以上の点を別にしても、申立人は規模の大きな企業であり、しかも、他企業であれば納入済みの下水道使用料を長期間にわたり納入しないのであったのであるから、申立人のいうような「たちまち資金繰りに支障が生じる」事態になることはあり得ない。

(2) 相手方の主張によれば、管理者（相手方）は、本案事件の判決が確定するまで、本件督促に基づく滞納処分を行うことを予定していないというのであり、執行停止の裁判の審理過程という公の場でこのように明言されている以上、管理者は、本案事件の判決が確定するまで本件督促に基づく滞納処分を行わないことを確約したというべきである。なお、やむを得ない場合は除くとしているが、交付要求が例示されていることからすると、ここにいうやむを得ない場合とは、申立人について既に強制換価手続が行われているなど、本件使用料債権の満足を得るためには滞納処分を行うほかに手段がない場合をいうと解される。そのような場合、申立人の財産状態は回復困難な程度に悪化していることになるから、管理者の行う滞納処分を妨げる理由はない。

以上を前提にすれば、本案事件の判決が確定するまでの間、本件督促に基づく滞納処分手続によって申立人が損害を被るおそれがあるとは認められないから、本件申立て2について重大損害要件は満たされない。

3 結論

以上によれば，本件申立て1は不適法であり，本件申立て2については重大損害要件が満たされないから，争点(3)（本案要件）について判断するまでもなく，これらをいずれも却下することとして，主文のとおり決定する。

平成26年9月18日

横浜地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 石 井 浩

裁判官 倉 地 康 弘

裁判官 石 井 奈 沙